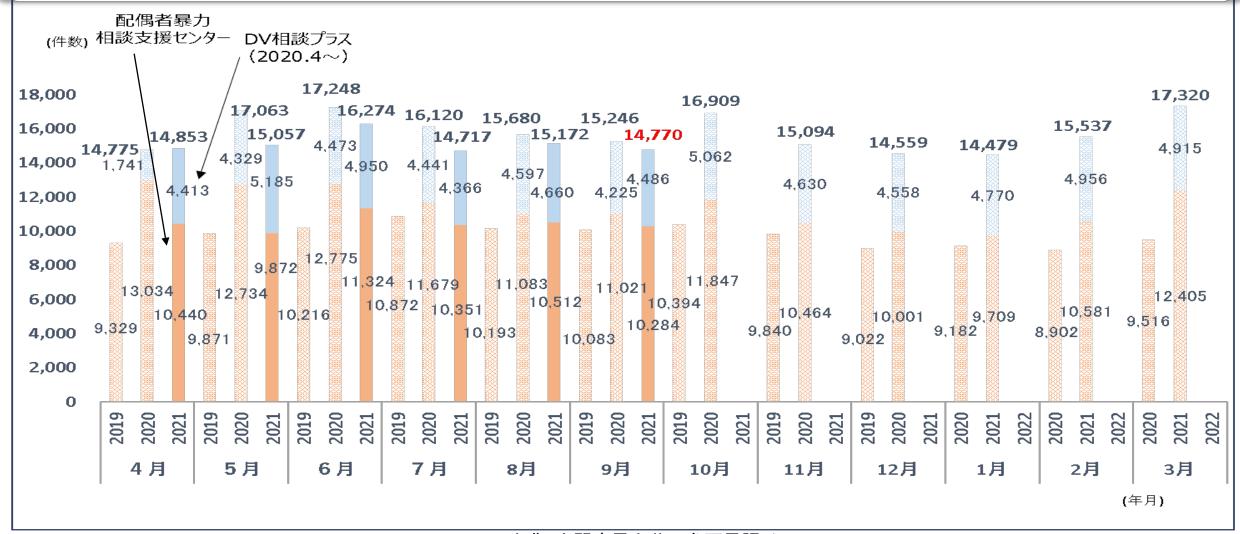
参考データ

DV相談件数の推移

- ✓ DV相談件数の推移を見ると、2020年度の相談件数は、19万0,030件であり、2019年度の約1.6倍。
- ✓ 2021年9月の相談件数は、1万4,770件となっている。

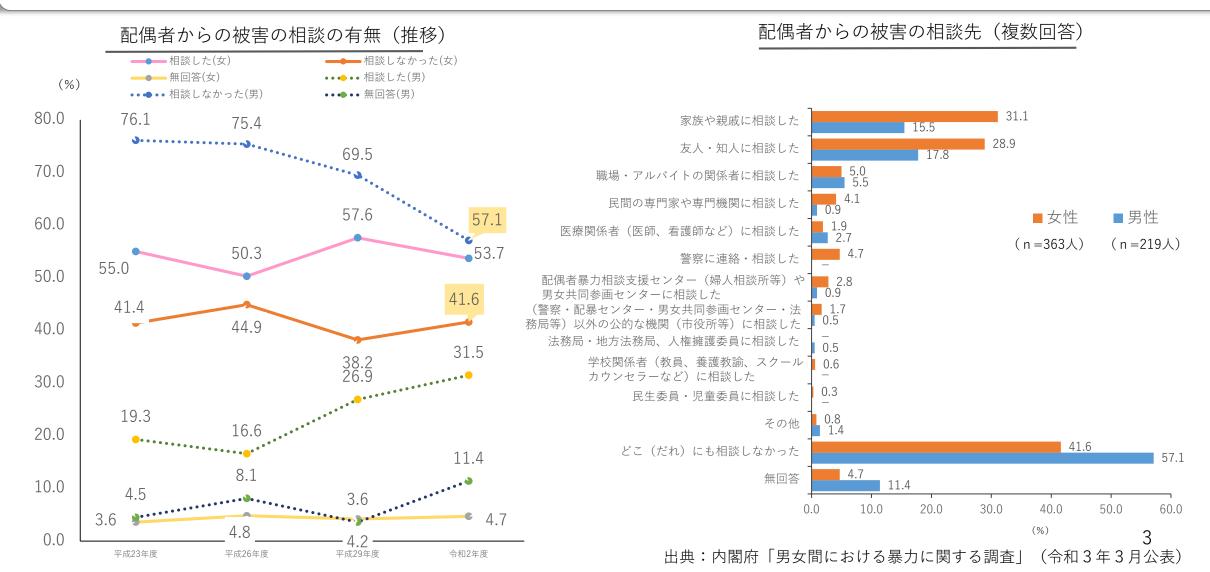


出典:内閣府男女共同参画局調べ

※全国の配偶者暴力相談支援センターからの相談件数は、令和3年9月30日時点の暫定値

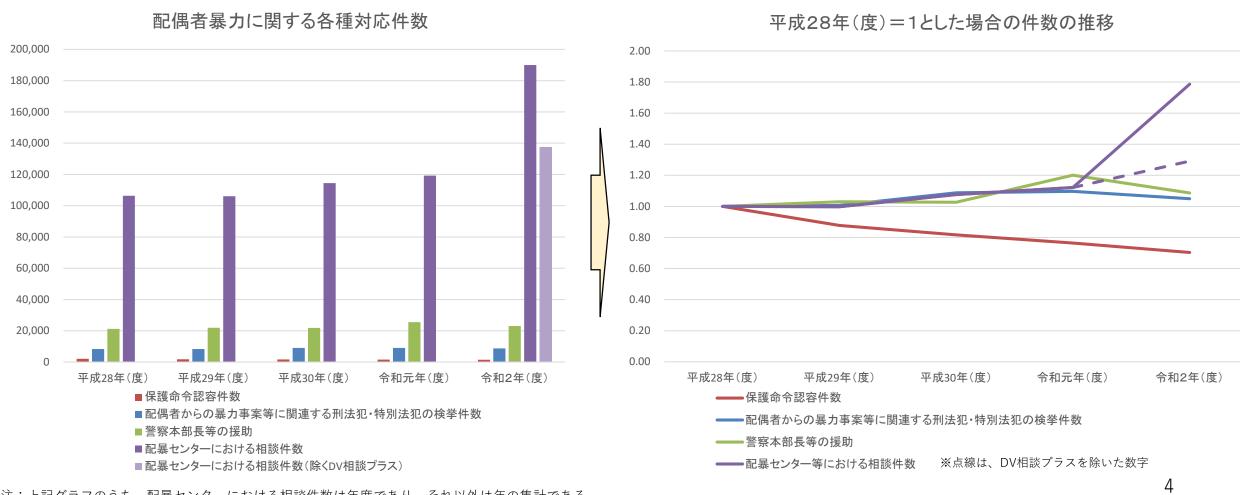
配偶者からの暴力被害の相談の有無、相談先

- ✓ 女性の約4割、男性の約6割はどこ(誰)にも相談していない。
- ✓ 相談先の大多数は、家族・親戚、友人・知人。



配偶者暴力に関する各種対応の状況

- ✓ 配偶者暴力に関する各種対応件数をみると、配偶者からの暴力事案等の検挙件数や警察本部長等の援助については、微増傾向であり、DV相談件数は令和2年度に急増している。
- ✓ 一方、保護命令認容件数は、この5年間一貫して減少している。

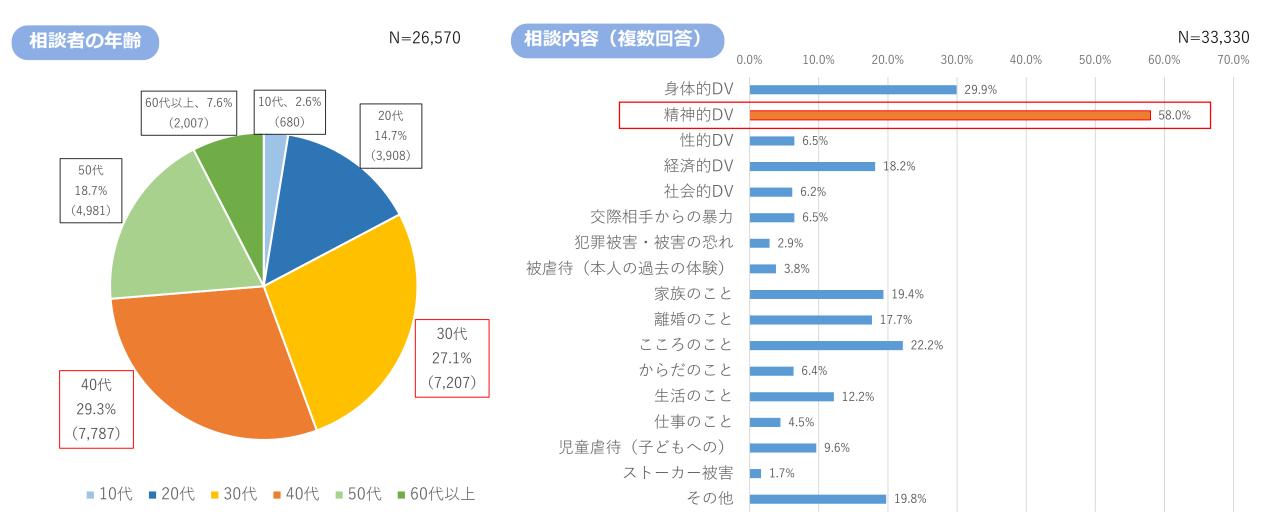


注:上記グラフのうち、配暴センターにおける相談件数は年度であり、それ以外は年の集計である。

出典:配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ(第三回)における最高裁判所提出資料、内閣府男女共同参画局調べ、「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況に ついて | (令和3年3月4日警察庁)を元に内閣府作成

DV相談者の年齢・相談内容

- ✓ 相談者は、30・40代が56%を占める
- ✓ 相談内容の半数(58.0%)以上が精神的DVを含んだ相談となっている。

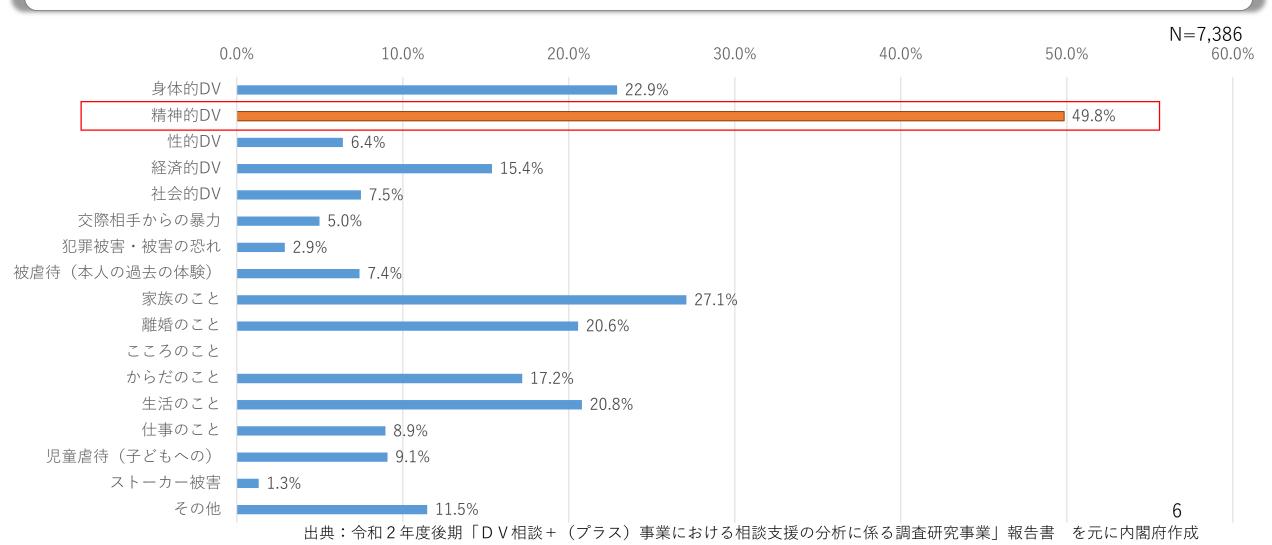


注:数値はいずれも令和2年度通期

出典:令和2年度後期「DV相談+(プラス)事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書を元に内閣府作成

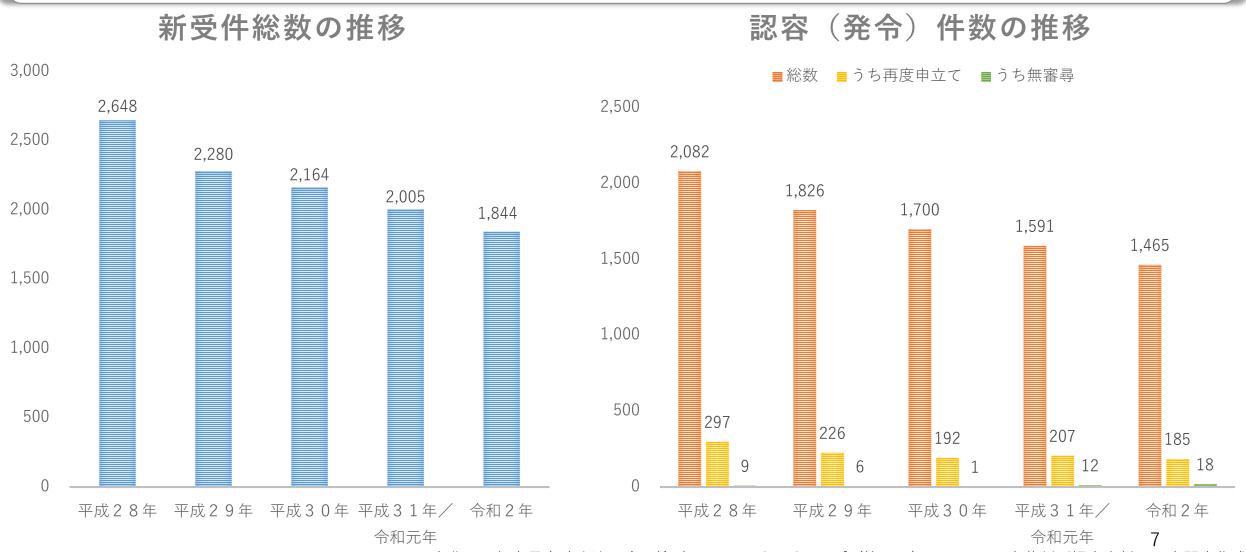
最も困っていることが「こころのこと」である相談において、 同時に選択された相談されたテーマ

✓「こころのこと」(精神的不調、不眠や自殺念慮等)を最も困っていることとして相談した件数のうち、半数近く(49.8%) が精神的DVについても相談している。



最近の保護命令の状況

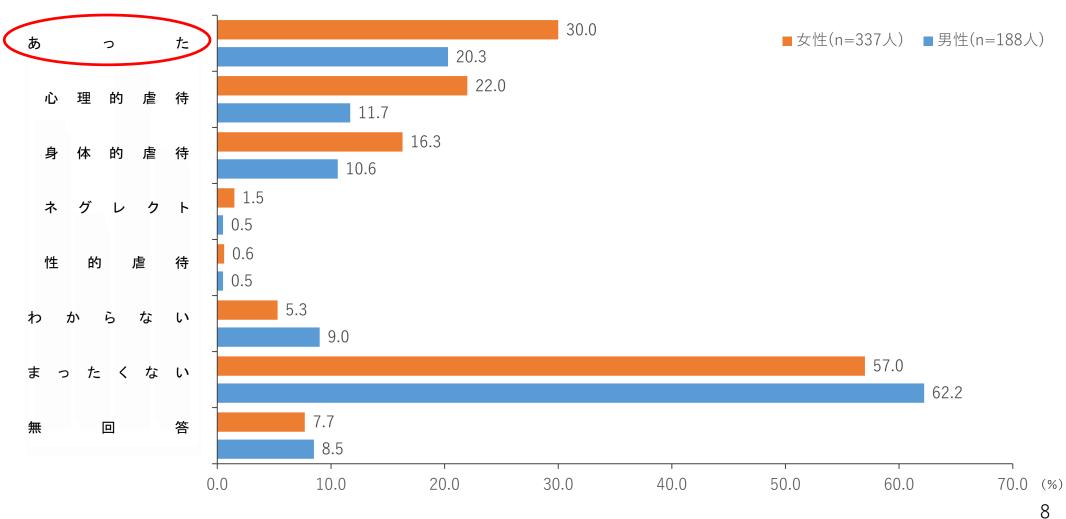
✓ 近年の新受件総数、認容(発令)件数は減少傾向。無審尋での保護命令の発令は一桁台~20件足らずにとどまっている。



出典:配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ(第三回)における最高裁判所提出資料より内閣府作成

配偶者による子供への被害経験(複数回答)

✓ 子供のいる被害女性の約3割が、子供への被害経験も認識。



資料出所:内閣府「男女間における暴力に関する調査」

(令和3年3月公表)

保護命令の対象別件数

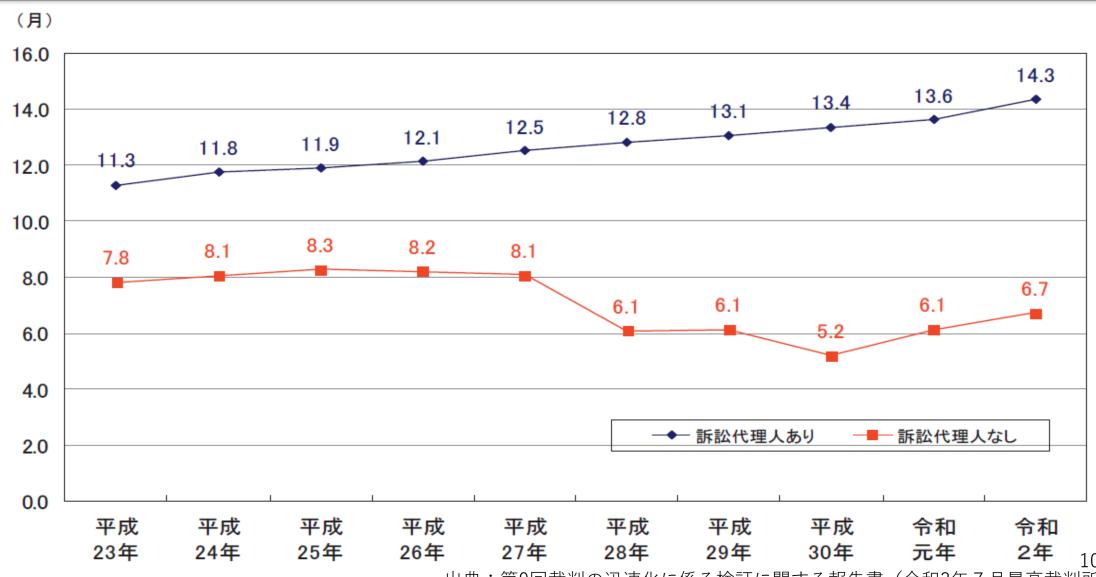
✓ 約6割が被害者への接近禁止命令と同時又は事後に子への接近禁止命令も発令されている。



■被害者のみ ■子及び親族等への接近禁止命令が同時に発令 ■子への接近禁止命令が同時又は事後に発令 ■親族等への接近禁止命令が同時又は事後に発令

離婚の訴えにおける平均審理期間の推移(訴訟代理人弁護士の関与の有無別)

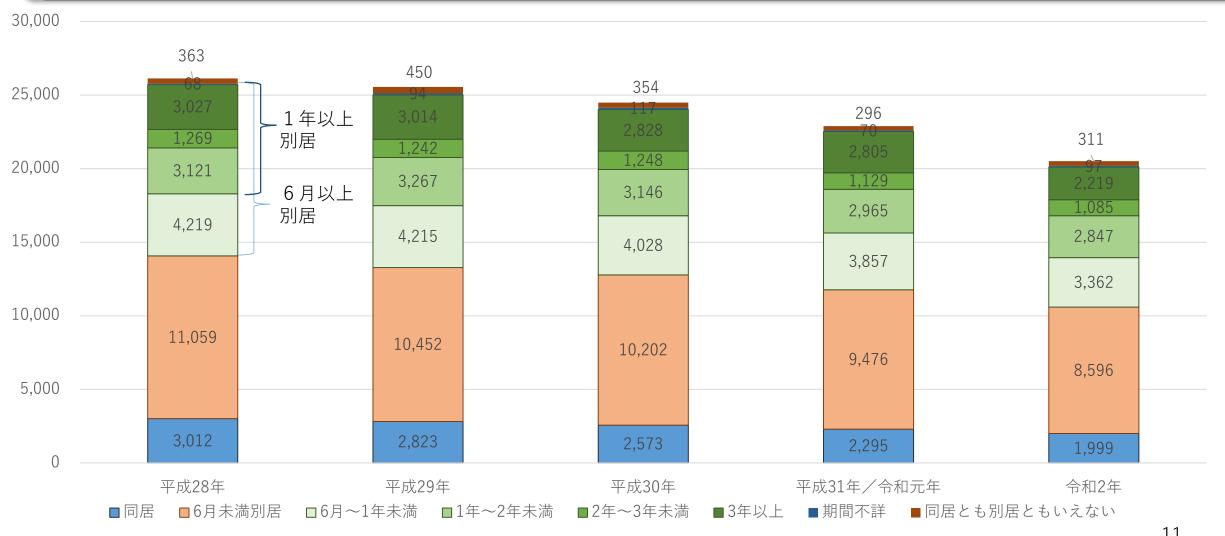
✓ 訴訟代理人ありの場合には、1年以上を要している。全体的に長期化する傾向にある。



出典:第9回裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(令和3年7月最高裁判所事務総局)

調停離婚成立案件における同居・別居の状況

✓ 調停離婚成立案件について、6月未満の別居が40%程度であるのに対し、45%程度が6月以上(30%程度が1年以上)別居している。



出典:司法統計より内閣府作成